

令和6年11月18日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大船渡市長 瀧 上 清

市町村名 (市町村コード)	大船渡市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	立根 (上手・平田・和村・久保・菅生・下欠・川原・田谷・町場・大畑野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月29日 (第1回・第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・農業従事者の高齢化が進み、所有する農地の維持管理だけで手一杯な状況である。
- ・地域内には、新たな担い手や農業後継者がいない。
- ・地域外から新たな担い手を受け入れたいが、農地の大きさや形状、表土など条件が悪く、受け手がいない状況である。
- ・シカやサル、イノシシなど鳥獣被害が多く、対策に要する時間や経費が掛かり、収益性が上がらない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・野菜や牧草を中心として、比較的条件の良い農地を耕作し、現状の耕作地を維持する。
- ・遊休農地は引き続き草刈り等管理を行い、現状を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	89.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	89.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域内のうち、耕作を継続できなくなった農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構、県及び農業委員会などの関係機関と連携し、地域の担い手の育成確保を進めながら、農地の集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは農業公社による農地中間管理事業を活用し、農地の効率的な利用を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
現時点で取組の予定はなし。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新規就農者など農業を担う者となりうる新たな経営体を地域内外から確保するため、農業協同組合や農業委員会などの関係機関と連携して、農業に関する研修機会の提供や農地の斡旋などの取組を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

地域ぐるみ研修会の開催や侵入防止柵の設置等により、被害を未然に防止する取組を進める。